

指定介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人 高春福祉会

特別養護老人ホームはるの若菜荘

(目的)

第1条 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、老化に伴い介護を必要とする者に対し、事業の利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

- 2 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険、医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称を「特別養護老人ホームはるの若菜荘」(以下「事業所」)と称する。

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は、次のとおりとする。
高知県高知市春野町東諸木3058番地1

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は社会福祉法人高春福祉会とする。

(職員の職種・員数及び業務内容)

第6条 職員の配置と業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
当該施設職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営規程を遵守させるための指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 看・介護職員 20名以上
看護職員は、利用者の健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員は、利用者に対し、施設サービス計画に基づいて自立した日常生活が送れるよう支援し、居宅復帰できるよう努める。
- (5) 看・介護職員のうち看護職員 3名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
利用者の日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者で、生活機能の改善、維持を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名
施設サービス計画を作成し、利用者に対し、自立した日常生活が出来るように支援する。

- (8) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
利用者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、利用者ごとの摂取・嚥下機能に着目し、食事形態にも配慮した栄養ケア計画を作成、評価し適切な栄養量及び内容の食事の提供を行う。
- (9) 調理員 4人以上（H18.4より委託）
献立に基づき利用者の身体的状況を考慮した調理を行う。
- (10) 事務員 2名以上
会計、庶務等の事務処理を行う。

（利用者の定員）

第7条 事業所の利用定員を50人とする。事業所は、入所定員及び居室の定員を超えた入所はしないものとします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（利用者に対する指定介護福祉サービスの内容）

第8条 指定介護福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の内容
 - ① 介護支援専門員は、利用者の心身能力と環境等を評価して、利用者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことができるよう実態の把握を行う。
 - ② 施設サービス計画は、利用者、家族の希望、サービス提供に当たる職員との協議を得てサービスの目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもちこんだ原案を作成する。
 - ③ 介護支援専門員は、利用者・家族に対し、施設サービス計画の原案を説明し、文書による同意を得て、施設サービス計画書を交付する。
 - ④ 介護支援専門員は、施設サービス計画作成においても、サービスの実施状況の把握のため、サービス提供職員との連絡を継続的に行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- (2) 施設サービスの方針
 - ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。
 - ② 利用者の介護状態の軽減若しくは、悪化防止に努める。
 - ③ 施設サービスは画一的ではなく、個別化するようにする。
 - ④ サービス提供職員は、常に本人・家族が理解できるよう説明し、了解を得るように努める。
 - ⑤ 利用者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - ⑥ 施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。
- (3) 介護サービスの内容
 - ① 1週間に2回以上の入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全面支援を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - ② 食事
利用者には、1日3回給食するものとする。給食はできるだけ変化にとみ、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさげ、消化、吸収の実をあげるように努めなければならない。
 - ③ 健康管理
管理者又は嘱託医師及び看護婦は、常に利用者の健康に留意し年1回以上の健康診断を実施してその結果を記録しておかななければならない。
ア 利用者が負傷又は軽度の病気にかかったときは、施設内で医療を受けることができる。
イ 医師は、毎週2回以上の診断にあたる。
ウ 緊急の場合は、前項の規定にかかわらず診療を受けることができる。
 - ④ 機能訓練
事業所は、常に利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
 - ⑤ 相談・援助
事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利

用者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

- ⑥ 社会生活上の便宜の提供等
事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。又日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について入所者およびその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意の下でその代行事務等を行わなければならない。事業所は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用料)

第9条 利用料をつぎのとおりとする。

- (1) 利用料
介護認定によって定められた介護報酬の告示上、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 食費
介護保険上の基準費用額を食事負担額とする。
- (3) 居住費（滞在費）
介護保険上の基準費用額を居住費（滞在費）とする。
- (4) その他の利用料
以下の介護保険給付対象外サービスは、利用料金の全額が利用者の負担となる。
ご希望に応じて特別な食事を用意した場合実費。
理美容の出張サービスを利用した場合実費。
複写物を必要とする場合1枚につき20円。
日常生活の購入代金等、日常生活でご負担いただくことが適当であるものの実費。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 施設利用に当たっての留意事項をつぎのとおりとする。

- (1) 入所対象者
事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に指定介護福祉施設サービスを提供する。
- (2) 入所
入所については、入所判定委員、管理者、介護支援専門員、生活相談員、看護婦及び管理栄養士、介護職員の責任者による入所判定委員会によって決定する。
- (3) 退所
次の場合は、退所とする。
① 本人が、退所を申し出た場合。
② 利用者が死亡したとき。
③ 利用者が入院し、概ね3か月以内に退院ができない場合。
④ 利用者が入院加療、継続的治療が必要で、施設サービスの提供が困難であるとき。
⑤ 利用者が居宅において日常生活を営むことが可能となったとき。
⑥ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度が増進すると認められる者。
⑦ 偽りその他不当な行為によって、保険給付を受けようとしたとき。
⑧ 利用負担金を長期にわたり滞納した者。
- (4) 退所の措置
利用者が退所した場合は、家族の同意を得て退所先の居宅介護支援専門員との連携、病院の関係者、さらに市町村に遅滞なく意見を付して通知する。
- (5) 利用者の留意事項
① 外出及び外泊
利用者が外出又は外泊しようとするそのときは、その都度、外出、外泊先、用件、帰着する予定時を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
② 面会
利用者が外来者と面会しようとするときは、その旨を届け出て面会するものとする。

- ③ 健康保持
利用者は努めて健康に留意するものとし、本事業所で行う健康診断は特別の事由がないかぎり、これを拒否してはならない。
- ④ 身上変更届出
利用者は身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに施設職員に届けなければならない。
- ⑤ 施設内禁止行為
利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ア 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - イ けんか若しくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し他の在所者に迷惑を及ぼすこと。
 - ウ 指定した場所以外で火気を用い、又は寝具の上で喫煙すること。
 - エ 故意に施設若しくは物品に障害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - オ 金銭又は物品によって賭け事をする事。
 - カ 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
 - キ 無断で物品の位置又は形状を変えること。

(苦情処理)

- 第11条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。
- 2 利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
 - 4 利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
 - 6 利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者の個人情報を含む、はるの若菜荘の事業計画、各種記録については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

- 第13条 従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。
- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
 - 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者又は代理人の同意を得ることとします。

(衛生管理)

- 第14条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。
- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。

(身体の拘束等)

第15条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとします。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

(地域との連携)

第16条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます

(損害賠償)

第17条 事業所は、サービスを提供し賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行う。又利用者が施設設備等に損害を与えた場合故意又は重大な過失がみとめられた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(会計)

第18条 事業所の会計は、他の会計と区別し、会計年度は毎年4月1日から次年の3月31日とする。

(緊急時等の対応方法)

第19条 事業所は、現に指定サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て事業所が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。

2 事業所は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

(非常災害対策)

第20条 事業所は、非常災害(火災、地震、水害等)に関して具体的計画を立て、非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

ものとしてします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとしてします。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 2 事業所は、入所者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとしてします。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとしてします。
 - 4 事業所は、入所者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとしてします。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第22条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、退職給付金給付規程、旅費規程、特殊勤務者就業規則、育児休業等に関する規則、介護休業等に関する規則を適用する。

(虐待防止に向けた体制等)

第23条 施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 当施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(協力医療機関等)

第24条 事業所は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出ます。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機

関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。

- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 事業所は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(その他施設運営に関する重要事項)

第25条 その他施設運営に関する重要事項を次のとおりとする。

(1) 記録の整備

事業所は、施設及び設備、人事、会計、施設サービス計画、サービス提供の諸記録を整備しその完結の日から5年間保管しなければならない。

(2) 掲示

事業所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院及び利用料その他サービス選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(細則)

第26条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会で別に定める。

付則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成12年10月26日から施行する。
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成14年10月17日から施行する。
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成16年2月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成16年11月8日から施行する。
- 1 この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	当施設職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営規程を遵守させるための指揮命令を行う。
医 師	1 名 (非常勤)	利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
生活相談員	1 名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
看・介護職員 (うち看護職員)	20 名以上 (3 名以上)	看護職員は利用者の健康保持のための適切な措置をとる。 介護職員は利用者に対し、施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援し、居宅復帰できるよう努める。
機能訓練指導員	1 名	利用者の日常生活上の機能訓練を行う能力者で、生活機能の改善、維持を行う。
介護支援専門員	1 名	施設サービス計画を作成し、利用者に対し、自立した日常生活が出来るように支援する。
栄養士 又は管理栄養士	1 名以上	利用者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、利用者ごとの摂取、嚥下機能に着目した、食事形態にも配慮した栄養ケア計画を作成、評価し適切な栄養量及び内容の食事の提供を行う。
調理員 (H18.4 委託)	4 名以上	献立に基づき利用者の身体的状況を考慮し調理を行う。
事務員	2 名以上	会計、庶務等の事務処理を行う。